

4 定時制の課程・通信制の課程の高等学校への 転入学・編入学の出願手続き

せっかく高等学校に入学したけれど、別の高等学校への転入学・編入学を考えている人もいるかもしれません。

広島県内の定時制の課程・通信制の課程の公立高等学校の転入学者選抜・編入学者選抜を受検する場合、出願手続きはどうすればよいのでしょうか。

ここでは、広島みらい創生高等学校の平日登校コース（定時制の課程）・通信教育コース（通信制の課程）と東高等学校（通信制の課程）について見ていきます。

まず、転入学と編入学の違いについて、整理しておきます。

転入学と編入学の違い

種類	内容
転入学	現在、どこかの高等学校に在籍している生徒が他の高等学校の相当学年に移動すること。全日制の課程・定時制の課程については、一家転住等により現在の在籍校に物理的に通学できなくなった場合。
編入学	次の①～③のいずれかに該当する者が高等学校へ入学すること。 ①以前どこかの高等学校に在籍し、単位の一部を修得して退学した ②海外の高等学校に在籍し、保護者の転勤等で転居する ③特別支援学校の高等部や高等専門学校等に在学している

転入学と編入学の違いを一言でいうと、現在日本のどこかの高等学校（公立・私立、県内・県外は問わない）に在籍しているかないかです（話を簡単にするために、上の表中の編入学の②・③の条件はここでは触れないことにします）。

現在どこかの高等学校に在籍している場合は、転入学者選抜を受検し、一部の単位を修得して高等学校を退学したという場合は、編入学者選抜を受検することになります。編入学の条件になっている「一部の単位を修得し」というのは、通常、高等学校の単位は年度末に認定されるため、1学期間だけ高等学校に在籍し、その後退学した場合などは、単位の修得が全くない（修得単位0）場合があります。その場合は、編入学者選抜ではなく、新規入学者選抜（一次選抜、二次選抜）を受検することになります。

転入学者選抜・編入学者選抜を受検する場合、次の書類を準備する必要があります。

転入学者選抜・編入学者選抜を受検する場合に必要な書類

◎は高等学校長が準備
○は本人が準備

	広島みらい創生 高等学校（定時制）		広島みらい創生 高等学校（通信制）		東高等学校（通信制）	
	転入学	編入学	転入学	編入学	転入学	編入学
転入学願書／編入学願書	○	○	○	○	○	○
転学（転籍）願／編入学願	○	○	○	○	◎	
転入学者選抜願	○	○	○	○		
志望理由書					○	○
受検票	○	○	○	○	○	○
※住民票記載事項証明書など	○					
転学（転籍）照会書	◎		◎		◎	
在学証明書	◎		◎		◎	
成績証明書・単位修得証明書	◎	◎	◎	◎	◎	○
※その他の種類	◎		◎		◎	

（出典：広島みらい創生高等学校、東高等学校のHPを参考に作成（令和7年度用））

※「住民票記載事項証明書など」

定時制の課程の場合、保護者の転勤等に伴う転居等の条件が必須であるため、「住民票記載事項証明書など」の書類が必要となります。（通信制の課程の場合は不要）

※「その他の書類」

広島みらい創生高等学校：転学照会に対する回答を送付するための切手を貼った封筒
東高等学校：志願者の実施教育課程がわかる書類、転入学チェックシート

転入学者選抜・編入学者選抜を受検する場合に必要な書類には、本人が準備するものと在籍している（在籍していた）高等学校長が準備するものがあります。

本人が準備しなければならない書類については、転入学者選抜を受検する場合も、編入学者選抜を受検する場合も、大きな差はありません。

高等学校長が準備する書類については、転入学者選抜を受検するか、編入学者選抜を受検するかで必要書類は違ってきます。しかし、転入学者選抜を受検する（現在高等学校に在籍している）場合は、担任の先生にお願いすると必要な書類の準備をしてもらえます。編入学者選抜を受検する（高等学校を退学している）場合は、在籍していた高等学校の元の担任の先生や事務室でお願いすると準備をしてもらえます。

そして、出願の際には、転入学者選抜を受検する場合は、必要書類をすべてまとめて学校側が出願先の高等学校へ提出してくれるのに対して、編入学者選抜を受検する場合は、すべての書類をまとめて志願者本人が出願先の高等学校へ提出しなければなりません。

いずれの場合も、期限までに種類の提出ができない場合は、受検をすることができませんので、余裕を持って準備を進めることが重要です。